

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので，法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該案を縦覧に供します。

なお，法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

太子地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

中京区西ノ京藤ノ木町の一部，西ノ京月輪町の一部及び西ノ京島ノ内町

右京区太秦森ケ東町の一部，太秦辻ケ本町，太秦井戸ケ尻町，太秦森ケ前町，太秦上刑部町，太秦下刑部町の一部，太秦下角田町，太秦門田町，太秦海正寺町，太秦藤ケ森町，太秦松本町，太秦野元町，太秦木ノ下町，太秦巽町，太秦東唐渡町，太秦唐渡町の一部，太秦中堤町の一部，太秦小手角町の一部，太秦滝ケ花町，太秦朱雀町の一部，太秦組石町，太秦桂ケ原町の一部，太秦奥殿町の一部，太秦相ケ本町の一部，太秦安井池田町の一部，太秦安井一町田町，太秦安井奥畑町の一部，太秦安井柳通町の一部，太秦安井辰己町の一部，太秦安井水戸田町，太秦安井二条裏町，太秦安井西沢町，太秦安井松本町，山ノ内苗町，山ノ内養老町，山ノ内赤山町，山ノ内御堂殿町，山ノ内宮脇町，山ノ内宮前町，山ノ内中畑町，山ノ内瀬戸畑町，山ノ内山ノ下町，山ノ内大町，山ノ内北ノ口町，山ノ内西裏町，山ノ内池尻町の一部，山ノ内五反田町，山ノ内西八反田町，山ノ内荒木町，西院小米町の一部，西院西貝川町の一部，西院四条畑町の一部，西院笠目町の一部，西院春栄町，西院乾町の一部，西院金槌町，梅津北広町の一部及び梅津段町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール

(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)